

WAKWAK 追加規程

(規程の適用)

第1条 WAKWAK追加規程(以下、本規程といいます)は、WAKWAK利用規約の追加規程としてWAKWAK利用規約の一部を構成するものです。WAKWAK利用規約と本規程が異なる場合には、本規程が優先されます。

(電子メールの送信)

第2条 株式会社エヌ・ティ・ティ エムー(以下、当社といいます)の提供するインターネット接続サービス「WAKWAK」(以下、本サービスといいます)のログインIDおよび接続パスワードを用いてインターネットに接続し、電子メールを送信する場合において、以下の行為を禁止します。

1. 実在しない電子メールアドレスを送信元や返信先に設定する行為
 2. 他人になりすまして電子メールを送信する行為(偽装するために電子メールヘッダ等の部分に細工を行う行為を含む)
 3. 迷惑メールを送信する行為
 4. 当社の電子メールサーバを利用して1日に1電子メールアドレスあたり500通を超える電子メールを送信する行為
 5. その他、当社が不適切と判断する行為
2. 契約者が前項の禁止行為を行っているとき当社が判断し、かつ当社が必要であると判断する場合には、WAKWAK利用規約第28条に基づき対処します。

(送信メールのウイルスチェック)

第3条 当社が別途定める場合を除き、本サービスの電子メールサーバを利用して送信するすべての電子メールにウイルスチェックを適用します。送信メールのウイルスチェック機能は、契約者が希望しない場合でも外すことはできません。

2. ウイルスの検知、駆除または削除または株式会社シマンテック(以下、シマンテックといいます)が提供するソフトウェアを用いて行います。検知、駆除または削除可能なウイルスはシマンテックが提供するウイルス定義ファイル(コンピュータウイルスを検知するための情報が集積されたデータベース)により対応可能なウイルスです。
3. ウイルスが検知、駆除または削除可能となるのは、シマンテックがウイルス定義ファイルを更新し、かつ本サービスの電子メールサーバの設定が完了した以降です。
4. 契約者がウイルスつきの電子メールを送信し、かつその電子メールのウイルスが検知された場合、その電子メールは相手先に送信されず、1日1回当社よりウイルスの感染および電子メールが送信できなかったことを通知する電子メールを契約者に送信します。契約者がSMTP認証を行っている場合は、ウイルスの感染および電子メールが送信できなかったことを通知する電子メールを即座に送信します。
5. 当社は、送信メールのウイルスチェック機能の完全性、正確性について保証しません。また、ウイルスの検知に関しては、個々の利用者にとってウイルスではないものに対しても、ウイルスとして検知される場合、また、ウイルスつきと思われる電子メールがウイルスとして検知されない場合があります。
6. 当社は、当社の故意または重大失による場合を除き、電子メールの削除をはじめ送信メールのウイルスチェック機能の利用により発生するいかなる利用者または第三者に生じた損害について、一切の責任を負いません。
7. 当社は、送信メールのウイルスチェック機能の判定基準詳細等の開示要望等には応じません。

(ホームページサービスの利用)

第4条 ホームページサービスを利用する場合において、以下の行為を禁止します。

- (1) 有料無料を問わず、第三者へのホームページ領域の貸し出し
 - (2) 他サイト、他サーバへの提供を目的としたCGIプログラムの設置
 - (3) ホームページへの虚偽の内容の掲載
 - (4) クラッキング行為
 - (5) サーバのセキュリティを低下させる可能性のあるプログラムの設置およびコマンドの実行
 - (6) 不特定多数に電子メールを送信するプログラム等の設置
 - (7) 契約者による内容の確認なく、第三者がファイルを一般に公開できる環境を提供する行為
 - (8) 出会い系ホームページの掲載
 - (9) 他の契約者のサービス利用の妨げとなる高負荷のCGIプログラムの設置およびコマンドの実行
 - (10) トラヒックが集中すると予想される利用
 - (11) 定期的に自動でファイルをアップロードし、ホームページを更新する行為
 - (12) ネットワークゲーム等の提供
 - (13) スピード測定サイトの開設
 - (14) その他、当社が不適切と判断する行為
2. ホームページサービスを利用する契約者は、掲示板等、第三者が書き込み可能な機能を設置している場合は、その書き込みに対しても管理義務責任を負うこととし、不正な書き込みが行われないうちに健全な場の維持に努め、不正な書き込みが行われた場合には直ちに削除等の適切な処置を行うものとします。
3. 契約者が第1項の禁止行為を行っているとき当社が判断し、かつ当社が必要であると判断する場合には、WAKWAK利用規約第28条に基づき対処します。

(通信の帯域制限)

第5条 当社は、本サービスの運用上必要であると判断した場合等に、通信の帯域を制限することがあります。帯域制限の対象となる通信手段は「P2Pファイル交換ソフト」等です。なお、帯域制限の対象となる通信手段については、変更することがあります。

2当社は、特定の契約者が通信の帯域を継続的かつ大量に占有することにより、その他の契約者の本サービス利用に対し支障をきたす、または支障をきたす恐れのある場合に、その通信を検知し、通信速度を一時的に制御することがあります。

(同時接続数)

第6条 本サービスのログインIDおよび接続パスワードを用いたインターネット接続における同時接続数は1ログインIDにつき1接続です。ただし同時接続の使用形態が以下の場合は除きます。

- (1) 東日本電信電話株式会社および西日本電信電話株式会社の提供するフレッツ光／フレッツ・ADSL／フレッツ・ISDN(以下、フレッツといいます)で接続する場合
 - ・フレッツで1接続＋アクセスポイント経由(ダイヤルアップ)で1接続
 - ・フレッツで1接続＋公衆無線LAN経由で1接続
 - (2) 光コラボレーション事業者の提供する光アクセスサービス(以下、光コラボといいます)で接続する場合
 - ・光コラボで1接続＋アクセスポイント経由(ダイヤルアップ)で1接続
 - ・光コラボで1接続＋公衆無線LAN経由で1接続
2. 1台のルータに1ログインIDを設定し、LAN環境で複数台の端末を接続することは可能です。前項以外の方法で2接続以上行った場合、WAKWAK利用規約第28条に基づき対処することがあります。また、過去に遡り接続数に伴い料金を請求する場合があります。

(過多な接続・切断)

第7条 フレッツおよび光コラボで接続する場合において、1日に500回以上の接続・切断の認証要求を禁止します。

2. 契約者が前項の禁止行為を行っているとき当社が判断し、かつ当社が必要であると判断する場合には、WAKWAK利用規約第28条に基づき対処します。

(IPv6接続機能)

- 第8条 当社は本規程別紙11に定める接続サービスにおいて、IPv6機能を提供します。
2. IPv6接続機能の提供条件、利用開始手続き等については別途本規程別紙11に定めるとおりです。

* 本規程に記載の会社名、製品名は、それぞれの会社の商標もしくは登録商標です。

本規程は2001年12月17日より実施するものとします。

2003年8月11日 一部改定	2003年10月1日 一部改定	2004年11月12日 一部改定
2009年5月1日 一部改定	2012年12月1日 一部改定	2015年6月3日 一部改定
2015年10月1日 一部改定	2017年9月1日 一部改定	2017年12月1日 一部改定
2018年4月1日 一部改定	2018年4月18日 一部改定	